

日本におけるタバコ規制：成人女性及び少女の人権保護への失敗

I. 要旨

1. 近年、日本はタバコの規制において進歩を見せてきております。しかしながら、現在においても、毎年157,800人を超える日本国民及び居住者がタバコに関連する病気により亡くなっております。
2. タバコは、予防可能な死亡ケースの主要な原因であり、従って、日本国民が有する健康を享受の権利への大きな妨げとなっています。
3. タバコは、人権及び成人女性や少女が持つ権利に関する問題であり、政府が国民に負う人権保護の義務の一つとみなされるべきです。タバコとタバコ業界の行動は、日本の成人女性及び少女が達成可能な最高の健康水準を享受することの妨げとなっています。

II. 関連事実および統計

1. 日本では、毎日5,379,200人を超える成人女性と39,200人を超える少女が紙巻きタバコを吸っており、ⁱⁱ日本における女性の死因の4.88%はタバコによるものです。
2. また、成人女性および少女は家庭や職場を含む公共の場所において、受動喫煙のリスクにさらされています。最近の調査では、家庭内において受動喫煙の被害を受けている人の特徴は、若年層、女性、学歴や収入が低め、家庭内で大人数の人と暮らしている、本人はタバコを一切吸わない、そして、タバコが持つ健康への悪影響について知識が乏しい、などであることが分かりました。ⁱⁱⁱ
3. 日本において受動喫煙により発生する年間15,000件の死亡件数のうち、女性がおおよそ10,400件(3分の2超)を占めています。^{iv}
4. 日本における喫煙の経済的費用は、少なくとも4兆1,279億500万円(約370億ドル)に及びます。これには、医療費に関連する直接費と、早期死亡や罹患による生産性の損失

に関する間接費が含まれています。^v

5. また、タバコの利用は持続可能な発展と環境に対してもマイナスの影響があり、いずれの場合も成人女性及び少女が有する健康に対する権利に明白な否定的結果をもたらします。

6. 喫煙者の家族は、他の家計に充てることができるであろう費用を紙巻きタバコに費やしています。「日本の喫煙者は、日々の喫煙で最も人気のある紙巻きタバコの10銘柄を購入するために、平均年収の1.85%(1人あたりGDPによる計算)を毎年費やさなければなりません。」^vタバコに起因する病気により発生する追加の医療費および逸失利益により、財務状況を大きく困窮させています。

7. タバコの吸い殻は、ゴミの中でも世界中で最も多く廃棄されています。81,779トンもの生分解可能でない吸い殻とパッケージが、毎年日本において有害ゴミとなっていると予測されています。^{vii}
8. 日本人女性のおよそ5%が、妊娠中でも喫煙しています。妊娠中の喫煙は、早産および胎児発育障害の原因となります。疫学的予測によれば、喫煙している妊娠中の女性では、喫煙していない妊娠中女性と比較して、低出生時体重のリスクが2倍近く、早産のリスクが3倍にもなることが分かっています。
9. JT(日本たばこ産業株式会社)は日本において市場占有率61%を占めており^{viii}また、日本の財務大臣はその職掌上、主要株主としてJT株式の33.3%を保有することで、事実上同社への支配権を有しているのです。

III. 特別な懸念

1. 女性の労働力

- a) 日本政府が男女平等に向けて、職場での女性を取り巻く環境を改善するという意図を表し、これを目的として政策を展開し始めたものの、タバコの使用は職場における女性の参画にマイナスの影響を及ぼしている可能性があります。日本の女性労働力参画率は、およそ51%です。^{ix} 例えば、特に女性は、喫煙に起因する病気で在宅療法となった家族の世話や介護のために、自宅に留まらなければならないケースがあります
- b) 30～50歳の男性の30%が喫煙しているのに対して、日本人女性の7%のみが喫煙していることから、喫煙は日本の職場における女性の出世において障害となっております。重役のおよそ30%が喫煙者であり、これは出世における不平等と、職場で女性が受動喫煙により受ける健康面の影響における不平等を反映しています。^x 喫煙所の存在は、男性喫煙者に重役との接触の機会をより多く与えるとともに、男性喫煙者により多くの休憩時間を与えるものです。
- c) 喫煙、そして受動喫煙の影響を受けたくないという願いは、工場や運輸業、建設業、農業など男性従業員数が圧倒的に多い業界で非従来型の役職に就いている女性にとって、あるいはそのような役職に女性が就く上で、大きな障壁となり得ます。こうした業界の企業では、喫煙率が50%以上であることが珍しくありませ

ん。^{xi} トヨタ自動車株式会社ですら、2020年までに職場において禁煙する計画があるにもかかわらず20%の喫煙率を報告しています。^{xii}

2. 不十分な情報伝達

- a) 女性の受動喫煙にさらされている点について、日本政府は副流煙がもたらす健康上のリスクについて十分な警告を行っていません。政府は教育キャンペーンを発足し、こうした情報をタバコ製品のパッケージとカートンでの警告を通して広めるべきです。

- b) 現在警告文は、文字が小さくタバコのパッケージの色に対してコントラストが低い
ため読みづらい状態です。また、複雑かつ医学的または技術的な専門用語を
使用しているため、メッセージが多くの人にしっかりと伝わるようになっていま
せん。カートンについては、国内法において現在健康上の警告の対象外となっ
ており、警告表示がありません。

3. 女性のターゲット化

- a) タバコ業界は、細めの紙巻きタバコ、明るい色のタバコ製品パッケージ、女性向
けの販売促進品(ライターホルダーなど)、「低タール」、メンソールなど味付きの
紙巻きタバコの女性向けブランドを打ち出し、女性、特に若い女性をターゲットに
しています。^{xiii}
- b) タバコ会社は、男女平等の雇用者として奨励されています。例えば、JTは最近
「職場における女性の活躍を奨励している」としてなでしこブランドに選ばれてい
ます。^{xiv}

4. LGBTコミュニティをターゲットとした広告

- a) タバコ業界はこれまでに、LGBTコミュニティをターゲットにした広告を行ってきた
歴史があります。LGBT(特にLGBT喫煙者)は、LGBTでない人と比較して、新しい
メディアやソーシャルメディアでタバコに関連するメッセージにさらされ、触れ合う
可能性が高くなっています。メディアにおけるタバコの露出が高い水準であるこ
とと、タバコの利用率が高くなることは、非常に関連しております。^{xv}
- b) 明らかに利益相反であるにも関わらず、JTは最近「日本で最もLGBTに寛容な企
業の一つ」として認知されました。^{xvi}

IV. 法的義務

1. 2018年に日本において健康増進法が改正されました。健康増進法の下、2019年には、
行政機関の庁舎、及び大学や病院を含むその他公共施設の屋内では禁煙となりました。
屋外の喫煙所は、こうした庁舎や施設内でも引き続き許されることとなり、議論を呼びま
した。

2. 健康増進法だけでは十分でないという従業員の安全上の懸念に基づき、東京都議会は東京都受動喫煙防止条例を可決しました。健康増進法では、既存のレストランやバーについて禁煙義務を広範に免除しています(全体でこうした事業のおよそ55%を免除)。しかし、東京都の条例では従業員のないレストラン及びバーのみを免除しています。このため、本条例では全レストランおよびバーの84%が対象となると予測されており、その他の地方自治体にとってお手本となることでしょう。^{xvii}

3. 日本は、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)の締約国です。FCTCは180か国と欧州共同体により批准されており、タバコの利用を減らすための広範な対策を実施するよう義務づけられています。前文では、「公衆衛生を保護する権利を優先」し、

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (ICESCR) 第12条に記されているとおり、全員の達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利を尊重するよう締約国に奨励しています。

4. また、FCTCの前文には、「1979年12月18日に国際連合総会が採択した女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約において、同条約の締約国は保健の分野における女性に対する差別を撤廃するための適当な措置をとることが規定されていることを想起する」という記述が含まれています^{xviii}。
5. FCTCの前文において、FCTCの締約国は「成人女性及び少女による喫煙その他の形態のタバコの消費が世界的規模で増大していることを危険な事態として受け止め、そして政策の決定及び実施のすべての段階における女性の十分な参加の必要性並びに性差に応じたタバコ規制の戦略の必要性に留意する」とされています。^{xix}
6. 日本政府は日本国憲法第25条および日本国憲法第98条のもと「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という義務を負っており、FCTCなど日本国が締結した条約は「これを誠実に遵守することを必要とする」とされています。^{xx}

V. 勧告

私達は、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の義務を履行するようCEDAWが日本政府に要求するよう丁重に奨励します。取り分け、以下の事項が挙げられます。

1. FCTC第8条および日本国憲法第25条の義務に沿った形で、職場を含むすべての公共スペースの屋内での喫煙を禁止する法律を制定する。
 - a) 第8条履行に関するガイドラインには、「第8条本文に示されたたばこの煙からの保護という義務は、基本的人権と自由に基づいたものである。受動喫煙の危険性を鑑み、たばこの煙からの保護という義務は、多くの国際法文書(世界保健機関憲章、児童の権利に関する条約、女子差別撤廃条約、経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約を含む)で認められ、WHO枠組条約の前文に正式に記載され、多くの国々の憲法にも認められるように、特に生存権および達成可能な最高の健康基準を享受する権利に内在するものである。」と記載されて

います。

b) 日本国憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活圏において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と記載されています。

c) 来たるオリンピックにより、この重要課題に対する緊急性が高まっています。「国際オリンピック委員会 (IOC) は、大会会場だけでなく、開催都市全体を禁煙にするよう要請しています。2000年以降、オリンピックを開催済みまたは開催予定の都市は、東京を除いてすべて、公共スペースの屋内での喫煙を違法としています。これには、喫煙率が日本よりも高い国の都市であるアテネ、北京、平昌も含まれます。^{xxi}

2. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(1972年、法律第113号)及び男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に、禁煙されている職場で働く権利を含める。
3. FCTC第13条にて要求されているとおり、タバコの広告、販売促進、スポンサーシップをすべて禁止する。これには、支払いがメディア企業に直接、或いは個人に間接的に行われるかを問わず、スポーツ大会のスポンサーシップ、一般的な企業の販売促進、更にはメディアにおけるプロダクト・プレイスメントの禁止が含まれるべきです。
4. タバコ税を引き上げる。WHOのベンチマークは、タバコの最終価格の最低70%が消費税で構成されるというものです。日本での課税はおよそ56%です。タバコ税の引き上げは非常に効果的です。紙巻きタバコの価格を10%上げる毎に、大人で4%、若者で7%、タバコの消費が低減されます。これは日本にとっても税収入を増やせると同時に、タバコの消費に関連する医療費を削減することができるという、更なる利点があります。
5. 特に妊娠中の女性および子供に対する喫煙と受動喫煙のリスクについて、タバコ製品のパッケージおよびカートンに写真を使った警告を載せる。学校内に加えて、公での是正促進活動などで、タバコに関する公教育を改善する。公での是正促進活動は、ブランド会社が広告する場においてではなく、人が喫煙するような場所で禁煙のメッセージを掲示するなど、効果的に行われるべきです。
6. メンソール紙巻きタバコや加熱式タバコ製品など、味付きタバコ製品をすべて禁止する。

7. 受動喫煙に侵された従業員健康や福祉の被害に対する損害賠償を明示的に許可する法令を制定する。

8. FTC第5条3項により義務付けられているとおり、タバコ業界を政策策定から断固として除外する。

9. パッケージングは平易なものや標準的なものとし、ピンクや紫など明るい色の使用や「薄い」形のパッケージを禁止する。

10. 国民健康保険の制度を利用して、女性のうつ病や体重増加の懸念を解消するものとして、禁煙へのアプローチを提唱する。

ⁱ American Cancer Society, Vital Strategies, *The Tobacco Atlas: USA* (2019), <https://tobaccoatlas.org/country/japan>

ⁱⁱ *Id.*

ⁱⁱⁱ Matsuyama, Aida, et al. *Social Inequalities in Secondhand Smoke Among Japanese Non-smokers: A Cross-Sectional Study*. *J Epidemiol.* 2018; 28(3): 133–139.

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5821690/>

^{iv} 厚生労働省、*たばこと健康に関する情報ページ*

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/tobacco/index.html.

^v *Supra* note I.

^{vi} *Supra* note I.

^{vii} *Supra* note I.

^{viii} Statista. *Japan Tobacco Market Share by Country*.

<https://www.statista.com/statistics/991997/market-share-japan-tobacco-by-country/>

^{ix} Market Screener, *Japan Tobacco: Business Profile*,

<https://www.marketscreener.com/JAPAN-TOBACCO-70115/company/>

^x World Bank. *Labor force participation rate, female (% of female population ages 15+) (modeled ILO estimate) –*

Japan. <https://data.worldbank.org/indicator/SL.TLF.CACT.FE.ZS?locations=JP>.

^{xi} 石田雅彦、*受動喫煙への無理解に潜む「マチズモ」*。

<https://news.yahoo.co.jp/byline/ishidamasahiko/20170522-00071218/>

^{xii} *Id.*

^{xiii} *Supra* note IX.

^{xiv} Toll BA, Ling PM. *The Virginia Slims identity crisis: an inside look at tobacco industry marketing to women*.

Tobacco Control 2005;14:172-180.

^{xv} Japan Tobacco, *External Recognition*,

https://www.jt.com/sustainability/external_recognition/index.html

^{xvi} Kristen Emory, Francisco O Buchting, Dennis R Trinidad, Lisa Vera, Sherry L Emery, *Lesbian, Gay, Bisexual, and*

Transgender (LGBT) View it Differently Than Non-LGBT: Exposure to Tobacco-related Couponing, E-cigarette Advertisements, and Anti-tobacco Messages on Social and Traditional Media, Nicotine & Tobacco Research, Volume 21, Issue 4, April 2019, Pages 513–522.

^{xvii} Market Screener, *Japan Tobacco : JT recognized as one of the most LGBT-friendly companies in Japan with highest ranking “Gold” status in PRIDE Index 2019 for the 4th consecutive year*, <https://www.marketscreener.com/JAPAN-TOBACCO-INC-6491271/news/Japan-Tobacco-JT-recognized-as-one-of-the-most-LGBT-friendly-companies-in-Japan-with-highest-ranki-29365918/>

^{xviii} Tomohiro Osaki. Japan Times. *Tokyo lawmakers approve anti-smoking ordinance as capital gears up for 2020 Olympics*. <https://www.japantimes.co.jp/news/2018/06/27/national/tokyo-lawmakers-approve-anti-smoking-ordinance-capital-gears-2020-olympics/#.Xjsm5jKiUk>

^{xix} World Health Organization, *Framework Convention on Tobacco Control, Preamble*, <https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/42811/9241591013.pdf;jsessionid=071ADE23A8056EE85BE6820E1A41A74E?sequence=1>

^{xx} *Id.*

^{xxi} Constitution of Japan [], 3 November 1946, <https://www.refworld.org/docid/3ae6b4ee38.html>

^{xxii} Brasor, Philip. Japan Times. *Media sidesteps calling Japan Tobacco out on advertising conflicts*.

<https://www.japantimes.co.jp/news/2017/01/14/national/media-national/media-sidesteps-calling-japan-tobacco-advertising-conflicts/>